

第 48 号議案

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部改正について

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和 6 年 2 月 6 日

滋賀県教育委員会

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部を改正する規則
滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則（昭和 63 年滋賀県教育委員会規則第 5 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 伊香高等学校の項中

「

普通科

を

普通科
森の探究科

に改め、

」

同表守山北高等学校の項中

「

普通科

を

普通科
みらい共創科

に改める。

」

付 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部を 改正する規則案要綱

1 改正の理由

滋賀県立高等学校魅力化に向けた学科改編等実施計画に基づき、滋賀県立伊香高等学校および滋賀県立守山北高等学校の学科を改編することに伴い、滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則の一部を改正しようとするものです。

2 改正の概要

- (1) 伊香高等学校に新たに「森の探究科」を、および守山北高等学校に新たに「みらい共創科」を設置することとします。
- (2) この規則は、令和7年4月1日から施行することとします。

滋賀県立学校の校舎、課程、部および学科等の設置等に関する規則新旧対照表

旧				新			
本則および付則 省略				本則および付則 省略			
別表第1 高等学校の課程および学科（第3条関係）				別表第1 高等学校の課程および学科（第3条関係）			
学校名	課程	学科	科	学校名	課程	学科	科
省略				省略			
虎姫高等学校	全日制の課程	普通科		虎姫高等学校	全日制の課程	普通科	
伊香高等学校	全日制の課程	普通科		伊香高等学校	全日制の課程	普通科	森の探究科
省略				省略			
守山高等学校	全日制の課程	普通科		守山高等学校	全日制の課程	普通科	
守山北高等学校	全日制の課程	普通科		守山北高等学校	全日制の課程	普通科	みらい共創科
省略				省略			
別表第2 省略				別表第2 省略			